

## 第 9 号議案

### 愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 16 年愛南町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 46 号)の施行の日から施行する。

令和 8 年 3 月 6 日提出

愛南町長 中村 維伯

### 提案理由

電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)の改正により、同法第 12 条の 2 第 4 項に新たな号が新設され、従来の第 2 号が第 3 号に繰り下げられたことに伴い、本条例において引用する同法の条項を整理するため。

愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第14条 略                      (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 第13条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この条において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された電磁的記録媒体(公的個人認証法第8条に規定する電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号に規定する移動端末設備をいう。)を利用して、自ら多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、町長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 略                      以下 略</p>	<p>第1条～第14条 略                      (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 第13条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この条において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された電磁的記録媒体(公的個人認証法第8条に規定する電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号に規定する移動端末設備をいう。)を利用して、自ら多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、町長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 略                      以下 略</p>